

愛知県休み方改革マイスター企業ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1 本使用規程は、「愛知県休み方改革マイスター企業」として認定された中小企業等（以下「認定企業等」という。）が、愛知県休み方改革マイスター企業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(ロゴマークの使用)

第3 ロゴマークの使用については以下のとおりとする。

- (1) 認定企業等は、ロゴマークを使用して広報活動を展開することができる。
- (2) 認定企業等は、「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定を受けた日以降、ロゴマークを無償で使用することができる。
- (3) ロゴマークの使用期間は、愛知県休み方改革マイスター企業認定制度実施要綱第7条第1項で定める有効期間とする。
- (4) 認定企業等は、ロゴマークを自己のものとして商標登録又は意匠登録を行うことはできない。
- (5) 認定企業等は、有償で頒布する製品・商品等にロゴマークを表示するなど、営利目的でロゴマークを使用することはできない。
- (6) 認定企業等は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。
- (7) 認定企業等は、「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定の取消等により、「愛知県休み方改革マイスター企業」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができない。
- (8) 愛知県及び認定企業等以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することができない。ただし、「愛知県休み方改革マイスター企業」の取組を広報することを目的として報道機関等が使用する場合など、愛知県の許諾がある場合には、この限りではない。
- (9) ロゴマークは、認定企業等の事業又は広告あるいはそれらにかかる商品やサービス等の内容や品質を保証するものではないことから、認定企業等は、県民等に誤認させるような方法でロゴマークを使用することはできない。

(使用の中止)

第4 ロゴマークの使用に関し、以下の事項に該当すると認められる場合、愛知県はその使用を差し止めることができる。

- (1) 第3の規程に違反したことが明らかになったとき。
- (2) ロゴマークの色や形を変更したとき（ただし、縦横の比率を変更しない拡大・縮小は除く）。
- (3) その他愛知県がロゴマークの不適切な使用を認めたとき。

(権利)

第5 ロゴマークに関する一切の権利は、愛知県に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第6 ロゴマークの使用に関する事故又は苦情等が発生した場合は、認定企業等が誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講ずるものとし、愛知県はその責めを負わないものとする。

(報告及び調査)

第7 愛知県は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて認定企業等に報告を求め、調査を行うことができる。

(責任の制限)

第8 愛知県はロゴマークの使用及び使用の中止に係る損失補償等一切の責任を負わない。

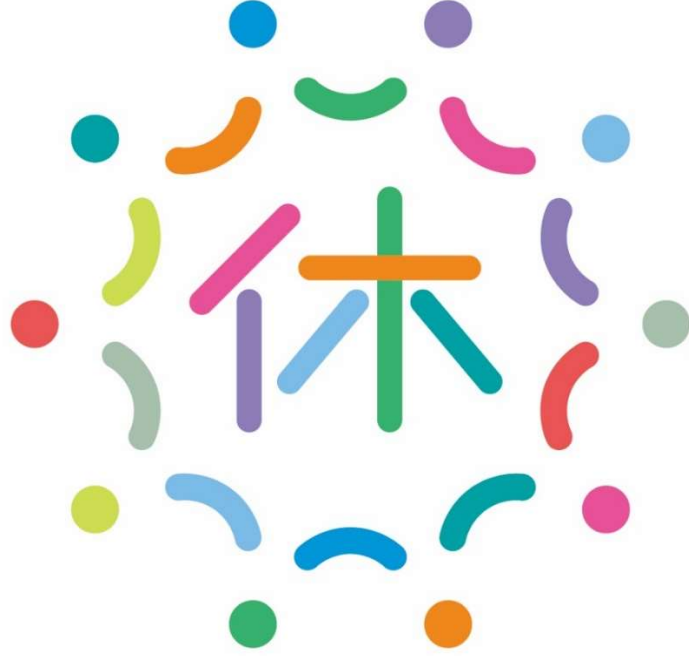
(補則)

第9 本使用規程に定めるものの他、ロゴマークの使用について必要な事項は、愛知県が別に定める。

(附則)

この規程は、令和5年5月16日から施行する。

【愛知県休み方改革マイスター企業認定ロゴマーク】



愛知県休み方改革
マイスター企業